

## 第2章

計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

### 【基本理念】

「ともに育もう 思いやりと 能力が活きるまち～男女共同参画社会の推進～」

本市では、男女共同参画社会基本法に規定されている「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の実現に向けて、これまでの遠野市男女共同参画基本計画の理念である「ともに育もう 思いやりと 能力が活きるまち」を継承して取り組みます。

「ともに育もう」は、社会のあらゆる分野において、男女が性別に関わりなく対等なパートナーとして協力し、男女共同参画社会の実現に向けて努力していくことを表現しています。

「思いやり」は、全ての人が基本的人権とあらゆる多様性を尊重していくことを表現しています。特に、配偶者をはじめとしたあらゆる異性に対する暴力の根絶とハラスメントの防止に向けて、取り組んでいく必要があります。

「能力が活きるまち」は、全ての市民が、本人の意思が尊重されたうえで、性別に関わりなく、本市のまちづくりの理念である「遠野スタイルの創造・発展」のために個性と能力を最大限發揮できるための環境を整えていくことを表現しています。特に、女性の職業生活における活躍の推進や方針など、重要な意思決定の場への女性参画の推進に向けて取り組む必要があります。

## 2 計画の性格

本計画は、本市が目指す将来像の指針を定めている「遠野市総合計画」を上位計画とし、本市が行う男女共同参画社会づくりを総合的に推進する指針となるもので、「男女共同参画社会基本法」及び「岩手県男女共同参画推進条例」の基本理念を尊重して策定したものです。

また、本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）に対応するものであり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に規定する当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」の第2条の3第3項に規定する当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）を包含し策定するものです。

本計画の策定に当たっては、公募委員や男女共同参画に関する団体の代表者、学識経験者等で構成された「第4次遠野市男女共同参画基本計画策定委員会」での会議の議論を尊重し策定するとともに、市民アンケート調査及び事業所アンケート調査から把握した現状や課題、パブリックコメントによる意見を踏まえ策定したものです。

## 3 計画の期間

本計画は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 4 「基本目標」と「5つの基本的視点」

本計画は、基本理念である「ともに育もう 思いやりと 能力が活きるまち」を実現するために、以下の5つの基本目標を掲げます。また、基本目標の達成のため、「遠野市民憲章」に定める「5つの基本的視点」を掲げ、両輪で施策を推進します。

### (1) 基本目標

- 基本目標1 一人ひとりの能力が輝く地域づくり
- 基本目標2 みんなが幸せになれる働き方と女性活躍の推進
- 基本目標3 家庭から始める男女共同参画
- 基本目標4 異性に対するあらゆる暴力の根絶とハラスメントの防止
- 基本目標5 ともに育む男女共同参画の意識

### (2) 5つの基本的視点

- ア 豊かな自然を愛し、平和で住みよいまち
- イ 心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまち
- ウ 創意を集め、産業と交流の元気なまち
- エ 恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまち
- オ 共に考え支えあって、未来を望む協働のまち

